

平成31年2月22日

訴訟終了についてのお知らせ
(オキセック株式会社清算、及び株式会社ユニティー廃業)

当社の保有するオキセック株式会社の株式が当時の役員らに対して譲渡されていた件につき、当社は当時の役員らを被告として株式譲渡の無効を求める裁判を提起しておりました。この訴訟の第1審（大阪地方裁判所平成27年（ワ）第3247号）におきまして当社の全面勝訴判決が出されたことは既にご報告申し上げていたとおりです。しかしながら、被告らが控訴したため、この訴訟は控訴審（大阪高等裁判所平成29年（ネ）第1997号）に移行しておりました。

このたび、控訴審におきまして、当社の請求を全面的に認めるだけでなく、元役員らの競業禁止や株式会社ユニティーの解散等を盛り込んだ内容の和解が成立し、本件は解決するに至りましたので、改めてご報告申し上げます。

和解内容の概要につきましては次のとおりです。

元役員らに譲渡されていたオキセックの株式は全て当社へと戻り、当社はオキセックの実質的経営権を取り戻しました。

また、株式会社ユニティーについては、平成30年10月1日以降は受注業務を行わず、平成31年1月1日以降は事業の一切を廃止し、同月31日までに解散することとなりました。

加えて、前代表取締役二川伸之助、オキセックの株式を譲り受けていた二川恵子ら、当社がオキセックの経営権を失ってから取り戻すまでにオキセックの役員であった者、ユニティー、ユニティーの役員らについては、当社が行う無摺動弁及び一般バルブ事業一切に関し同一又は類似の営業を行わないこと（当社やオキセック由来の図面等を用いないことや、元従業員その他第三者を利用して競業を行わせないことも含む）が取り決められました。

なお、当社がオキセックの経営権を取り戻したことに伴い、平成30年8月31日に開催されたオキセックの株主総会で、オキセックは解散を決議し、現在清算手続中です。

以上、御報告申し上げます。

お客様各位ならびにビジネスパートナー様各位におかれましては、オキセック及びユニティーが解散したこと、並びに二川伸之助を含む関係者らに競業禁止が課された趣旨をご理解いただき、今後より一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(文中敬称略)

大阪機器製造株式会社